資料2

木曽川下流水防災協議会規約

（名　　称）
第１条　本会の名称は、木曽川下流水防災協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目　　的）
第２条　協議会は、平成27年関東・東北豪雨における大規模な浸水被害の発生や地球温暖化の進行による水災害の頻発化・激甚化が懸念される中、昭和34年9月の伊勢湾台風における高潮・洪水により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験した木曽三川下流部において、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提として、関係市町村や県等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことで、「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（組　　織）
第３条　協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。
２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
３　事務局は、第1項による者のほか、必要があると認めるときは、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

（幹 事 会）
第４条　協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
２　幹事会は、別表-2の職にある者をもって構成する。
３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
４　事務局は、第2項による者のほか、必要があると認めるときは、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）
第５条　協議会において実施する事項は、次のとおりとする。
１）現状の水害リスク情報や取組状況の共有
２）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「木曽三川下流部の取組方針」の作成
３）「木曽三川下流部の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
４）その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（事 務 局）
第６条　協議会及び幹事会の事務局を、中部地方整備局木曽川下流河川事務所調査課に置く。

（雑　　則）
第７条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附　　則）
本規約は平成28年〇月〇〇日から実施する。

別表-1　木曽川下流水防災協議会委員

関　係　機　関　名	役　職　名
海津市	市　　長
愛西市	市　　長
津島市	市　　長
弥富市	市　　長
蟹江町	町　　長
飛島村	村　　長
桑名市	市　　長
木曽岬町	町　　長
岐阜県 西濃県事務所	所　　長
岐阜県 大垣土木事務所	事務所長
愛知県 尾張県民事務所 海部県民センター	センター長
愛知県 海部建設事務所	事務所長
三重県 桑名地域防災総合事務所	所　　長
三重県 桑名建設事務所	所　　長
(独)水資源機構 中部支社	事業部長
岐阜地方気象台	台　　長
名古屋地方気象台	台　　長
津地方気象台	台　　長
中部地方整備局 木曽川上流河川事務所	事務所長
中部地方整備局 木曽川下流河川事務所	事務所長

別表-2　木曽川下流水防災協議会幹事

関　係　機　関　名	役　職　名
海津市 危機管理局	危機管理課長
海津市 建設水道部	建設課長
愛西市 市民協働部	防災安全課長
愛西市 産業建設部	土木課長
津島市 市長公室	危機管理課長
津島市 建設産業部	都市整備課長
弥富市 総務部	危機管理課長
弥富市 開発部	土木課長
蟹江町 総務部	安心安全課長
蟹江町 産業建設部	土木農政課長
飛島村 総務部	総務課長
飛島村 開発部	建設課長
桑名市 市民安全部	防災・危機管理課長
桑名市 都市整備部	土木課長
木曽岬町	危機管理課長
木曽岬町	建設課長
岐阜県 西濃県事務所	振興防災課長
岐阜県 大垣土木事務所	施設管理課長
愛知県 尾張県民事務所 海部県民センター	県民安全防災課長
愛知県 海部建設事務所	維持管理課長
三重県 桑名地域防災総合事務所	地域防災課長
三重県 桑名建設事務所	保全課長
(独)水資源機構 中部支社 事業部	水管理・防災課長
岐阜地方気象台	防災管理官

関　係　機　関　名	役　職　名
名古屋地方気象台	防災管理官
津地方気象台	防災管理官
中部地方整備局 木曽川上流河川事務所	副所長（調査）
中部地方整備局 木曽川下流河川事務所	副所長（調査）
	副所長（事業）